

# 不動產調查月報

April / May 2006

No.336/337

平成17年度

「土地月間」岐阜講演会

「都市再生と今後の動向」

早稲田大学 特命教授

伊藤 滋



当研究所は「不動産に関する理論的および実証的研究の進歩発展を促進し、 その普及実践化と実務の改善合理化を図ること」を目的として、昭和34年に、 各般の専門家を集めて設立された財団法人です。

【不動産に関する理論的・実証的研究】【不動産の鑑定評価】及び【不動産に 関するコンサルティング】の3部門の調和のとれた有機体たることを目指し、 本所のほか全国52支所が一体となって活動しております。

編集発行人/理事・調査企画部長 宮ヶ原 光正/財団法人 日本不動産研究所 調査企画部 © 2006 〒105-8485 東京都港区虎ノ門1-3-2 勧銀不二屋ビル TEL03-3503-5330 FAX03-3592-6393 2006年(平成18年) 5月10日発行

Japan Real Estate Institute

不動産調査月報 No336 / 337 ISSN 1344-8765

TREI 財団法人日本不動産研究所

# CONTENTS

# 「都市再生と今後の動向」

	早稲田大学 特命教授 <b>伊藤 滋</b>
1.	常市再生本部がスタートするまで
2.	常市再生本部の活動
	▶ 民間都市開発投資の促進
	▶ 「稚内から石垣まで」全国の都市再生の推進
3.	常市再生の今後の動向
	▶ 「稚内から石垣まで」プロジェクトの具体化
	— 生活を中心にしたまちづくりを —
	▶ 全国都市再生モデル調査
	― 地域が自ら考え自ら行動する都市再生活動を支援 ―



# 「都市再生と今後の動向」

早稲田大学 特命教授 伊藤 滋

------

# 都市再生本部がスタートするまで

「都市再生」という言葉は、いまから6年前の平成11年頃からよく言われるようになります。そのころから都市再生本部立ち上げの動きがはじまり、平成13年5月に都市再生本部が設置され、関係省庁が総力をあげて取り組むことになります。

この間、象徴的だったのは平成10年7月に第2次橋本内閣が解散し、その後小渕内閣が1年半続きますが、総理の急死により森内閣となります。宇和島水産高校のえひめ丸事件などで森総理は1年で退任し、平成13年4月から小泉内閣となります。この間は、橋本、小渕、森、小泉と総理が4人代わっています。

橋本内閣では、財政再建のために、政府補助金や投融資の政府歳出の削減として公共事業を減らしたことで、自民党基盤での不平不満が上がってきたことをマスメディアが取り上げています。

その原因は2つあり、一つは、バブルの崩壊過程で、日本の金融、銀行の体質が不良化したことです。不良債権の約8割を占める土地担保価格がバブルの崩壊と共に下落し不良資産が増えていきます。土地の値段が下がる限り、日本の金融はとめどもなく悪化して、金融恐慌でデフレが起き緊張感が高まり、橋本内閣が財政支出、公共事業支出などの政府支出を絞ることとなります。

二つ目としては、自民党は、今から42年前の昭和39年の東京オリンピック、昭和45年の大阪万博、東京と大阪の二つの土俵で国家威信をかけた仕事をして大都市に資金を入れますが、その後は、地方の仕事をします。

金融機関や商事会社や不動産会社の大手に勤めるサラリーマンのほとんどは大都会に住んでいますから、 平成10年の選挙では、地方は生き残りますが、東京や大阪の自民党選出議員は大惨敗しています。

小渕さんが総理になってからは、大都会に一種のア ナウンスメントをし、てこ入れをすることを考えたの です。例えば、バブルの崩壊で、1坪2億円といわれた東京・銀座の土地が3000万円~4000万円に下落し、ゴルフ場は二東三文という話ばかり、銀行は三つ四つ簡単に潰れていったのです。

小渕総理は、この動きを食い止める知恵がないかと、経済・財政再建に向けて委員会をつくります。アサヒビール会長が小渕総理と森総理の間で経済のブレーンとして、民間で活性化していないお金を活性化させ、逆に経済が悪いときに土地取引を活性化させることを考えます。少なくとも東京と大阪の値段の高い土地を民間で土地取引の俎上に乗せて建築行為をすることについて、小渕総理と森総理の間で、経済や不動産の先生が集まり検討し報告書を出しています。

都市再生本部は、森政権下の政調会長の亀井静香氏が叱咤激励して、当時の内閣府の役人が原案を作り、小泉政権となってから都市再生本部を発足し、都市再生プロジェクトを推進したのです。

# 都市再生本部の活動

### ◆ 民間都市開発投資の促進

「民間都市開発投資の促進」のため、平成14年6月 1日に「都市再生特別措置法」を制定します。「都市再 生特別措置法」を一言でいうと、土地取引を活発にす るために、国が大正時代から長年やってきた都市計画 法の考え方を全部否定したといえます。容積率という 言葉をここでとってしまったのです。

「都市再生緊急整備地域」は、図表1中央下にあるように「国が指定、各地域ごとに地域整備方針を策定」する。その下の「都市計画特例(都市再生特別地区等)」は、例えば、岐阜の場合は岐阜県庁が、民間の創意工夫が発揮できるように地域の状況に合わない規制の見直し等をラディカルに行い、例えば容積率400を撤廃し2000、3000とすることができるようになります。

容積率400のところを仮に1600とすると、土地の値段は4分の1、4倍にしていいのです。容積率400で商売が成り立つ不動産ビルを容積率1600に

### 都市再生本部の活動

13年5月8日設置(閣議決定)

※都市再生特別措置法により法律に位置付け(14年6月1日)

第1回会合:13年5月18日 ~ 第14回会合:17年6月28日

### 都市再生プロジェクトの推進

### 都市再生プロジェクト

・内閣の統一的方針→関係省庁が総力で取り組む・民間投資誘発・土地流動化

### 19プロジェクトを逐次決定・推進 (第1次決定13年6月 ~ 第9次決定17年6月)

- 1. 基幹的広域防災拠点 (東京湾臨海部)
- 2. コミセー型都市への再構築 (大都市圏)
- 3. 中央官庁施設PFI
- 4. 国際交流·物流機能強化 (大都市圏 港湾·空港)
- 5. 環状道路体系(大都市圏)
- 6. ライフサイエンス国際拠点(大阪圏
- 7. 保育所待機児童の解消
- 8. PFI手法の一層の展開
- 9. 密集市街地の緊急整備
- 10. 既存ストック活用
- 11. 都市環境インフラ再生 (大都市圏)
- 12. ゲリム科学国際拠点(東京圏)
- 13. アジア産業交流拠点 (北部九州圏)
- 14. 地方中枢都市 先進的で 個性ある都市づくり (札幌・仙台・広島)
- 15. 国有地の戦略的活用による都市拠点形成
- 16. 琵琶湖·淀川流域圏再生
- 17. 生活支援ロボット産業拠点 (大阪圏) 18. 都市再生事業を通じた地

心の再構築

球温暖化・ヒートアイラント・対策 19.防犯対策等とまちづくりの連 携協働による都市の安全安

# 民間都市開発投資の促進

### 民間都市開発投資促進のための 緊急措置(13年8月)

- → 民間経済団体・地方公共団体 等から提出の286プロジェクトを対象 に促進方策を検討、具体に対応 ・時間リスク(手続長期化、所要期 間の不明確さ等)軽減
- ・民間の創意工夫の発揮 (地域の状況に合わない規制見
- 直し、設計自由度確保等) ・関連公共施設の機動的整備 (迅速・重点化、整備時期明示等)

### **→**

### 都市再生特別措置法の制定

(14年6月1日施行) ———————

### 都市再生基本方針 (閣議決定) ・公共、民間等の関係者による 取組の共通指針(14年7月)

# 大型相對(14年)

### 都市再生緊急整備地域

・国が指定、各地域ごとに地域整備方針を策定

·都市計画特例(都市再生特別地区等)、金融支援·税の特例 63地域(約6,424ha)を指定

### (第1次指定14年7月 ~ 第4次指定16年5月)

- ·第1次指定:東京、大阪等 ·第2次指定:名古屋等
- 图再生 ●第2次指定:名百座寺
  - ·第4次指定:豊中(千里ニュータウン)、 寝屋川(密集市街地)等
  - → 民間投資見込約12兆円(波及 を含む経済効果見込約23兆円)

### 都市再生予定地域(京浜臨海)

### 「稚内から石垣まで」 全国の都市再生の推進

### 全国都市再生のための緊急措置 〜稚内から石垣まで〜(14年4月)

·「身の回り」の生活の質向上 ·「地域経済・社会」の活性化

### 地方公共団体等の提案に基づく 共通的課題の検討、

- プロジェ外の具体化(14年度~)・都市観光の推進
- ・歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり
- ・高齢者の安心まちづくり・環境共生まちづくり・防犯まちづくり
- ・企業と防災まちづくり 等 (協議会等参加都市 約40)

# 加铁云寺参加都川 初40)

# 全国都市再生モデル調査 (15年度~)

・地域が「自ら考え自ら行動する」 大導的な都市再生活動の支援

15年度 171件実施 16年度 162件実施 17年度 156件実施

### 支援のための基本的枠組を 構築して推進(16年度~)

## 「まちづくり交付金」創設

(16年度) \*都市再生特別措置法改正

### 都市再生基本方針改定 16年度新規 355地区

17年度新規 384地区 → これらのうち、95地区は 全国都市再生モデル調査 成果の本格展開

まち再生総合支援事業(17年度) \*都市再生特別措置法改正

図表1

2

すると4倍作れるわけですから、例えば、家賃が1坪 1万2000円/月の事務所を容積率400で6階建てに するのと同じ1万2000円/月で貸せるなら容積率 1600にすると4倍作れるわけですから、土地の値段 は4倍でもいいわけです。これは、国の予算を使わな くとも、都市計画の条文を変えるだけです。橋本政権 から小渕政権に変わろうとした平成10年から11年に 東京都心5区の取り引きをもう少し増やそうと努力を し14年、15年、16年に土地取引は少し上がっています。

都市再生特別地区の容積率は表向き野放しのようで すが、地方自治体の決定は、例えば、兵庫県神戸市は、 平成14、15年頃、阪神淡路大震災の関係もあり神戸 市役所が800を1600に、都市再生特別地区にした 例では名古屋の駅前も1.8倍ぐらいで1500にしてい ます。ところが、東京は3割程度となっています。

次に、時間リスクの軽減として、民間の人たちが土 地を買う時には、都市計画の手続きと同時に環境アセ スメントを行います。土地を買って工事をするときに 出る騒音が隣近所の住宅に迷惑をかけないか、そこで 出る泥水をいつも水で洗ってきれいにしているか、ア スベストを持ち込まないかを環境アセスメントで全部 チェックしてからでないと都市計画、建築基準法まで いかないのです。往々にして環境アセスメントは2年 ~3年かかりますので、都市計画で1年半、環境アセ スメントで2~3年、建築基準法で1年、全部足すと6 年から7年かかることになります。

この都市再生緊急整備地域を作るときに、環境アセ スメントと都市計画はパラレルで行うことが可能にな り行政手続きが、2年あるいは1年半ですむようにな っています。期間短縮は、民間が民間のお金を使って 仕事をするときにも大事なことです。

### ◆ 「稚内から石垣まで | 全国の都市再生の推進

図表1の右側にあります「稚内から石垣まで」、「全 国の都市再生の推進 | が平成 | 4年4月とあります。平 成13年5月に都市再生本部が設置され、一生懸命に大 都会東京、大阪のために法律を作ったのは平成13年5 月から平成14年6月です。その途中の平成14年4月 に小泉総理大臣の承認の下に「全国都市再生のための

緊急措置~稚内から石垣まで~」が動き出します。

小泉総理は、平成15年、16年の施政方針演説で2 回ほど「稚内から石垣まで、地方の皆様方のまちづく りに我が政権は一生懸命貢献します」ということを言 っているのですが、この言葉は誰が言ったかというと、 僕が言ったのです。

小泉総理にとって、都市再生は得意分野ではないよ うでしたので都市再生本部ができると同時に、具体性 のある段取りをして、それを行政の事務に流す介添え 役、仲介役の補佐官に都市再生の専門家である牧野氏 を選任したのです。

僕は、総理と会える資格を持っている牧野補佐官に 付いて総理のところに一緒に行きました。平成13年 10月頃が総理との初見で、総理も僕も少し硬くなっ ていましたが、話しているうちに口が滑らかになって きました。平成14年2月、2回目に総理に会う機会を 得たときに、総理に「地方に対していろいろ考えてい るということを言うべきではないか」ということで、 「全国草の根まちづくり市民運動」、副題で「稚内から 石垣まで」と書いたメモを総理に渡しました。総理は 「全国草の根まちづくり市民運動」には関心を持たな いでサブタイトルの「稚内から石垣まで。これがいい、 これでいこう」と言いました。

# 都市再生の今後の動向

◆ 「稚内から石垣まで」プロジェクトの具体化

― 生活を中心にしたまちづくりを ―

「稚内から石垣まで」は平成14年から4年間、いろ いろな形のバリエーションで動いています。

図表1右の「稚内から石垣まで」全国都市再生の推 進について、その後総理に会っていろいろ話をしてい ます。図表1右にある「地方公共団体等の提案に基づ く共通的課題の検討、プロジェクトの具体化(平成 | 14年度~) | がいま、一つひとつ動いています。

従来のまちづくりは、どうしても道路、公園、会館 をつくる、あるいは駅前広場をよくすることがまちづ くりの中にあったのですが、今の時代、もっと重要な ことがあるということに思い至りました。

### ■「全国都市再生のための緊急措置~稚内から石垣まで~」の対応状況

### 概 〇本部決定(平成14年4月 8日)に基づき、地方公 〇交通結節点の整備 共団体等から提案募集 (840件程度) 〇都市観光の推進 石垣等) 〇全国都市再生に関する 〇高齢者の安心まちづくり 総理主催の首長・有識 者狠誂会 (平成14年12月10日) (神戸市) 〇防犯まちづくり 〇防災まちづくり 〇関係省庁と地方公共団 体等で、協議会等の検 とめ 討体制を構築し、検討

### プロジェクトの具体化の推進

- ■事業化に向けた計画策定、モデル的 実地検証、事業の集中的実施等
- ・交通結節点の充実に向けた事業を重点的に 実施(中之島新線、長浜駅)
- \*都市観光推進のための計画を策定し(一部は 策定中)、関係各省が重点支援(稚内、松山、
- ・高齢者に対し、住宅、福祉施設等に係る一元 的な情報提供・相談を行う体制の整備に着手
- ・ケーススタディを実施(全国6地区)
- ・企業と防災の在り方について方向性のとりま

- ■共通の制度的課題を具体に解決し、
- 制度を再構築 ○歴史的たたずまいを継承した街なみ・まちづくり
- 伝統的建造物群保存地区制度の活用 ・街並み保存のための建築基準法の規制の見
- ・屋外広告物規制の見直し
- 電線類の地中化の推進
- ・街並みを大きく改変するおそれのある未整備 都市計画道路の見直し
- ・安全な歩行者空間確保の既存ストックの活用
- ・地域活性化のための既存ストックの活用 〇公共空間の多目的利用
- ·河川空間、道路空間、都市公園
- ○交通結節点の整備
- ・鉄道抵当法の運用を明確化し、鉄道の上下空 間の有効活用を促進

### ■その他の都市再生活動を担い支える条件の整備等

### ONPOの活用

- ・密集市街地の整備に向け、地権者等に情報提供、相談等を行う組織として法的に位置付け 〇マンション再生協議会
- ・マンション管理組合等に情報提供、相談等を行う協議会を設立し、総合的な支援体制を強化

### 環境共生まちづくりの推進

○環境共生まちづくりに関する全国的なモデルとな る提案を選定し、検討・推進に着手

### 全国都市再生モデル調査

○「地域が自ら考え自ら行動する」都市再生活動を 「全国都市再生モデル調査」として国が新たに支援

図表2

それは、観光、歴史、高齢者、京都議定書のCO2問 題、それから防犯、犯罪、地震に対して市民が、「人 ごとじゃない。役所には任せていられない。自らかか わりながら身の回りの点検をしようじゃないか」とい う課題が地方にはたくさんあります。そのことを総理 に会うたびに話し続けたのです。

〇協議会の検討等を踏ま

え、プロジェクトの具体

化の推進・共通の制度

的課題を具体に解決し

制度を再構築

ところがこれをよく考えますと地方だけの課題では ないことに気づいたのです。例えば岐阜市の郊外で犯 罪問題を議論するということは、東京の世田谷区、杉 並区という住宅地の犯罪問題を議論することと同じて とです。それから、例えば岐阜では明治24年に濃尾 地震がありましたが、地震対策を岐阜で考えることは、 地方都市、大都市で地震、防災を考えることと同じこ とです。

高齢者の安心まちづくりについても、例えば、道を 閉じるシャッター通りにお年寄りが来ても座るベンチ も、お年寄りが必要な店もないという話は大都会でも

あるわけです。それから、高齢者、身体障害者等が円 滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律 (ハートビル法)も、例えば、車椅子でエレベーター に入ったときに、車椅子が中でグルッと回転できるよ うなエレベーターにすることについても、岐阜の恵那 の話でもあるし、同時に横浜の郊外の話でもあるとい うことです。

これはまさに今の社会において、「生活を中心にし たまちづくり | はもっとも強く訴える重要なことです。 生活をより安全、快適、健康にするには、どうすれば よいかをソフトとハード、両方から考えることが小泉 政権、それから住宅に住む皆さんの課題です。

都市再生本部では、図表2~6にあるように、全国 都市再生としていくつかのテーマを設定しています。

平成14年10月に全国都市再生のテーマに「防犯ま ちづくり を設定し、平成14年11月に関係省庁協議 会を設置し、モデル地区においてケーススタディを実

4



図表3

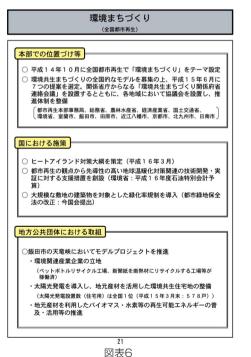


施しています。ここで重要なことは、都市再生本部で 観光、歴史、高齢者、環境共生というプロジェクトは、 国土交通省、警察庁だけですが、「防犯まちづくり」 については、各省庁が集まって協議をして、これに向 けてみんな努力しようという硬い言葉で省庁連携をし ています。

歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり (全国都市再生) 本部での位置づけ等 平成14年10月に全国都市再生で「歴史的たたずまいを継承した街 並み・まちづくり」をテーマ設定 平成15年1月に地方公共団体、関係省庁からなる「歴史的たたずま いを推承した街並み・まちづくり協議会」を設置し、平成15年5月 に地方公共団体から提案された課題等への対応策をとりまとめ (本の元公共四体から佐桑とれた床憩寺への対応束をとりまとめ 都市再生本部事務局、総務省、文化庁、経済産業省、国土交通省、函館市、 会津著松市、佐原市、金沢市、牧阜県古川町、犬山市、京都市、奈良市、 板市、愛媛県内子町、臼杵市 国における施策 前面道路が4m未満でも条件を付して建築更新ができる措置を導入 (建築基準法改正平成15年12月施行) 国政行例指面の全国化及の京親広の制定 (写画安建加)
歴史的たたずまいを継承した更新等を可能とするため、木造の軒裏や 土塗壁の防火性能について実証実験し、その結果を踏まえ基準化予定 )電線類の地中化について、浅層埋設方式の標準化の導入や、トランス のコンパクト化などによる低コストのシステムの開発を検討(16年 度予算で計上) 地方公共団体における取組 臼杵市等で街並みを保全するまちづくりが進展 中心市街地において、商店街のアーケードを撤去し、もともとの街並み景観を活かした建のある空間に修景 高速道路インターチェンジ整備(平成13年12月)の効果もあいまって、 観光客が増加 mのだけが、自然 (市全体観光変数 平成12年・45万人→平成14年・58万人(約3割増)) 

------

図表5



例えば、国土交通省住宅局が中心に建設した公営住宅団地の空き地で悪いことをする子どもが増えています。簡単に言うと、四角い公営集合住宅は北と南に窓があり、東と西のつま側に窓はついていない集合住宅が三~四つ並ぶと東側のつまの窓のないところは、両親に見えない場所になるということが犯罪が起きる原

因の一つとなっています。

イギリスでも、30年くらい前に設計し建築した公営住宅団地の目に見えない場所で子供の犯罪、環境の悪化が起こっているため、エレベーターにガラス窓をつけて人の目に見えるようにする等の防犯対策をとっています。建物の建て方によって犯罪が起きやすい、あるいは起きにくい環境になることがわかってきたと国土交通省では話しています。文科省が子どもの教育、国土交通省が建物の建て方、それから警察官が一緒になって防犯対策を講じていく際に、都市再生本部が仲介役になり具体化しています。

「高齢者の安心、安全」については、厚生労働省、 国土交通省、そして地方公共団体が連携します。

「歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり」については、総務省、文化庁、経済産業省、国土交通省の四省で推進します。都市再生本部は、総理大臣が本部長、副本部長が官房長官と国土交通大臣、本部員が全部大臣です。そこでの決定事項は、例えば防犯でいこうと決めると、一種の閣議決定と同じように国土交通大臣、文部科学大臣も、これに従って役人を指導、命令し、まさにすぐ動くわけです。

### ◆ 全国都市再生モデル調査

一 地域が自ら考え自ら行動する都市再生活動を支援 一 全国都市再生モデル調査が決まったのが平成15年4 月でした。

総理とは何回目かに昼食でライスカレーを一緒に食べたことがあります。僕と牧野氏の向こう側に総理と官房副長官と秘書官と参事官、役人と並んでいました。ライスカレーを食べ終わる頃に、僕は何となく今日の会議はいけると思ったので、総理に突然「総理、僕と補佐官に10億円くれませんか」と言ったのです。総理はポカーンとして「伊藤さん10億円ってなんだ」。僕は「10億円を330万円で割ると、300個くらいになります。300個袋を作って、そこに330枚入っていると思ってください。それを僕と牧野補佐官が150個づつポケットに入れて、僕は稚内から、補佐官は石垣から歩き始める。そして県庁ではなく市役所とNPOに配ります。」と言ったのです。

全国の都市、市町村の10市町村に一つぐらいずつ 僕と補佐官が公私を問わず面白い都市再生活動を計画 している所に置いていき京都に着いたときにはポケットは空っぽになっているということです。これまで農 林水産省や国土交通省が地方に対して行なってきた土 木を中心にした補助金や直轄の仕事に対して、全国から一種のアレルギーがあります。このごろはPFI、 PPPの導入により、国や地方公共団体の事業コストの 削減、より質の高い公共サービスの提供ができるよう になっています。

僕は「お役所も民間のお金を使いながら、例えば公 会堂の運営などをみんなで考えるための資金を、ちょ うど井戸水の呼び水のように落とすと、300配れば 250駄目でも50はもしかすると生き残り、実を結ぶ かもしれません。実を結ぶというのは、県庁がこれは 面白いと乗り込むかもしれないし、あるいはこれは面 白いと農林水産省が次の費用をつけるかもしれない し、例えば岐阜の銀行と都市銀行、それから農林組合 の銀行がお金を融資してベンチャーを育成するかもし れない」と総理に言うと、総理のそばにいた官房副長 官が、「畑に新しい種をまくのと同じですね」と言っ て助けてくれたのです。「確かに芽が出る種と出ない 種がありますが、まかなければ芽が出ないのです」と 僕は言ったのです。都市再生本部において10億円を 限度として都市再生プロジェクト事業推進費(国費) を活用し実施することが決定したのです。

国の補助金は、例えば国から500万円の支援を受けると、市役所は2分の1の500万円手当てをして1000万円にしないと国の補助金は出ないという性格ですが、都市再生プロジェクト事業推進費は100%国の補助金を活用して活動ができます。図表1にあるように平成15年度171件、16年度162件、17年度156件と3年間で約500件の支援を実施しています。来年もやはり150件ぐらいになります。

6

都市再生本部の活動は、ホームページ (http://www.toshisaisei.go.jp/)を見るとわかると思いますが、「なるほど、これも都市再生か」というすばらしいアイデアがあります。例えば石垣で考えたことが稚内でも生きるということがわかれば稚内でやればいいわけです。みんなが知恵を出してやっていますから学習をすることも重要です。

一例として、神奈川県では、生態系に影響を及ぼす 外来種の魚から在来種の魚を守るために、水生植物の 「マコモ」を植えて在来種の魚を、そこに避難させる ことによって在来種を増やし外来種を駆逐することを 都市にある池で実験したいというプロジェクトに、都 市再生本部の600万円の事業費を活用しています。こ れもソフト面での一種のまちおこしです。

図表7にある有名例では、福島市でデパートの空いた1フロアに仮想の店を20軒ぐらいつくり、そこに農協の福島市支所、あるいは本屋、薬屋、セブンーイレブンなどの仮想店を開き、1週間程度、福島市の小学生の5年、6年生が交代で放課後2時間ぐらい店員あるいは支店長を体験します。レジのたたき方、会計の貸方、借方の複式帳簿のつけ方、それから本屋の本の

整理の仕方を学習することで、両親、兄弟が外で働く というのはどういうことかを体験することでお父さ ん、お兄ちゃんの大変さを実感できるということです。 この子供たちが、社会の仕組みや経済活動について体 験して学習する「スチューデント・シティ」に事業推 進事業費を活用しています。

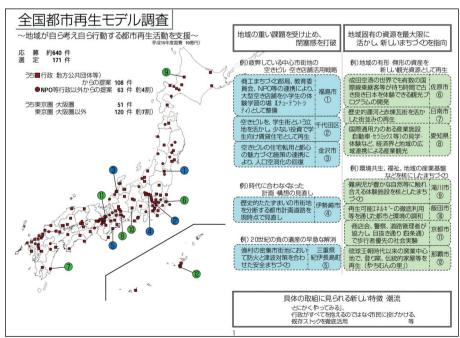
. . . . . . . . . . . . . .

まちづくりというのは、多様に動いているので、こういうノウハウが全国から1800件きています。

都市再生本部のスクリーニングしている若い役人たちにとっても役に立つ貴重な情報です。ぜひ、少なくとも受かった約500件についての報告書で、どんなことをやっているのかを見て頂きたいと思います。これからのまちづくりに大変意味があることではないかと思います。

都市再生活動の支援を受けることになった稚内から 石垣までの全国約1400人が2005年8月7日に日比 谷公会堂に集まってアジテーションをする決起大会が 行われ、小泉総理にごあいさつをしていただきました。

以上、抽象化した言葉で失礼しますが、これで話を終わらせていただきます。



図表7

- ・本稿は当研究所主催「平成17年度 土地月間講演会」における伊藤滋氏の講演内容を 録音テープをもとにとりまとめたものです。
- · 図表出所:都市再生本部事務局

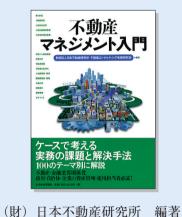
8

### 【新刊書のご案内】

# 不動産マネジメント入門

近年、不動産をめぐる社会・経済・行政の諸環境が目まぐるしく変化しており、従来の視点では不動産の諸 課題に対処することは難しくなっています。特に不動産の流動化・証券化、さらに金融との融合化等は予測を はるかに超えたスピードで進展しており、一方で、わが国の高齢化率は世界でも最高レベルに達し、すでに人 口減少社会に突入したことから、今後は、これまで直面したことのない種々の課題が顕在化してくることは必 至です。

本書が、不動産・金融業界関係者、政府・自治体・企業の資産管理・運用担当者等、幅広い方々の実務の参考になれば幸甚です。



本書では、不動産市場の構造的変化を背景に、現在発生している、 あるいは今後発生するであろう課題とニーズに応えるために、100 テーマを設定し、次の5ジャンルに分けて編集しました。

第 ] 部 「企画立案 |

第Ⅱ部「各種事業手法」

第Ⅲ部「不動産投資・売買」

第Ⅳ部「不動産賃貸借|

第Ⅴ部「リアルトピック」

# (東洋経済新報社・2,600円+税)

# 会計担当者のための不動産評価の実務

減損会計をはじめ、会計実務の中で不動産評価が関わる場面が増えています。

バブル期の地価の高騰と、その後の長期にわたる地価の下落局面のなかで、企業の保有する不動産の帳簿価額と時価の間には大きな乖離が生じました。バブル期以前も乖離はありましたが、それはおしなべて含み益を生むものでした。

固定資産にせよ、たな卸資産にせよ、企業の保有する不動産の収益性が低下し、帳簿価額が過大に表示されたまま、損失を先送りしているという状況は、これまで未経験のものだったといえます。

最近の地価の動きは大都市圏と地方圏で異なる傾向を示しています。また同じ都市のなかにあっても、立地 条件や用途によって、価格が上昇している不動産と下落している不動産があるなど、不動産価格の形成はます ます個別化の傾向を強めています。

不動産に関わるリスクが増大し、ますます予測が困難になっている状況のなかで、企業内で不動産の市場価格を常時把握するような動きがでてきたのは、ある意味で当然のことといえるでしょう。

本書は、企業内で不動産の時価を把握する必要がある経理担当者の方の実務を助けることを目的に、会計実務の中で不動産評価が必要となる場面ごとに、評価方法および鑑定評価書の見方を解説するものとして企画されましたが、第三者が評価して算出した数値の妥当性を監査する公認会計士や、担保評価を行う金融機関の担当者の方にも、参考にしていただけるのではないか、と考えています。



- 第1章 会計実務と不動産評価の接点
- 第2章 不動産評価の手法
- 第3章 減損会計における不動産評価
- 第4章 販売用不動産等の強制評価減における不動産評価
- 第5章 合併・企業買収における不動産評価
- 第6章 担保評価
- 第7章 民事再生・会社更生における不動産評価
- 第8章 流動化・証券化における不動産評価
- 第9章 鑑定評価書の読み方

(財) 日本不動産研究所 編著 中央経済社 3000円+税